

## 帆走指示書変更通知（番号 01）

平成 30 年 6 月 1 日

第 3 回ショートハンドチャレンジ 1・2・3 実行委員会

### 変更（1）

#### <変更前>

#### 2. 競技者への通告

- 2.1. レース前日までの通告は、SI28 に記載する JSAF 外洋三崎の Web サイトに掲載する
- 2.2. レース前日までに中止を決定する場合は、6/15（金）18:00 までに SI28 に記載する JSAF 外洋三崎の Web サイトに掲載する

#### <変更後>

#### 2. 競技者への通告

- 2.1. レース前日までの通告は、SI29 に記載する JSAF 外洋三崎の Web サイトに掲載する。
- 2.2. レース前日までに中止を決定する場合は、6/15（金）18:00 までに SI29 に記載する JSAF 外洋三崎の Web サイトに掲載する。

### 変更（2）

#### <変更前>

#### 6. 出艇申告および乗員変更

- 6.3. レース本部の所在、電話番号、メールアドレスは、SI28 に記載している。

#### <変更後>

#### 6. 出艇申告および乗員変更

- 6.3. レース本部の所在、電話番号、メールアドレスは、SI29 に記載している。

### 変更（3）

#### <変更前>

#### 17. ペナルティ

- RRS29.1 に関わる規則違反については、OCS に変わる罰則として、タイムペナルティーが適用される。

#### <変更後>

## 17. ペナルティ

RRS29.1 に関わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、タイムペナルティが適用される。

プロテスト委員会の裁量によりペナルティを失格より軽くすることが出来る裁量ペナルティには、RRS 第2章以外の軽微な規則違反またはプロテスト委員会を納得させる事由がある規則違反も該当する。

### 変更 (4)

#### <変更前>

#### 20. 抗議と救済要求

20.4. SI20、SI21 に関する違反は艇による抗議の根拠とはならない。(RRS60.1 (a) の変更)

#### <変更後>

#### 20. 抗議と救済要求

20.4. SI22、SI23 に関する違反は艇による抗議の根拠とはならない。(RRS60.1 (a) の変更)

### 変更 (5)

#### <変更前>

#### 22. 安全規定

#### <変更後>

#### 22. 安全規定 [DP]

### 変更 (6)

#### <変更前>

#### 25. ごみの処分

#### <変更後>

#### 25. ごみの処分 [DP]

以上